

ぐんま健康ポイント制度 G-WALK+協賛企業 募集要項

1 目的

この要領は、ぐんま健康ポイント制度の実施にあたり、その趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めます。

2 参加条件

県内に事業所等を有する事業者とし、G-WALK+や専用ホームページにおいての情報公開を了承していただける事業者で、次の各号に合致することとします。

- (1)本事業の趣旨に合致した協賛内容であること。
- (2)風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う企業等でないこと。
- (3)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6項に規定する暴力団員をいう。)またはこれらの関係者と密接に関わりを持つ企業でないこと。
- (4)特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている企業でないこと。
- (5)法律に定めのない医療類似行為を営む企業等でないこと。
- (6)その他、県が適当でないことと認めた企業等でないこと。

3 協賛企業の特典

協賛企業は次の各号に掲げる特典を受けることができます。

以下の特典は、協賛品として選定を受けた日から概ね1年間とします。

- (1)専用ホームページ及びアプリへの企業等ロゴマークや名称の掲載
- (2)専用ホームページ及びアプリへの企業等ホームページのリンク
- (3)専用ホームページの抽選ページへの企業名・商品名の掲載
- (4)協賛者による本事業に協賛している旨の表示

4 協賛手続き

(1)協賛申込方法

協賛を希望する事業者は、<ぐんま電子申請受付システム>により必要事項を記載し御提出ください（次のURLもしくはQRコード参照）。

URL: https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4014

※県HPのトップ画面の検索エンジンで「健康ポイントG-WALK+協賛企業」と検索してもアクセスできます。

QR;



(2)協賛受入

申し込みのあった事業者について、県で審査の上、審査結果及び協賛品の送付方法等についてメールでお知らせします。また、協賛品を受け入れた後に、協賛受領書をメールでお知らせします。

(3)協賛として受け入れられないもの

次のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- ア 本事業の趣旨に反するもの
- イ 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- ウ 政治活動、宗教活動等にあたると認められるもの
- エ 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- オ 個人の情報を取得する目的と認められるもの
- カ 提供にあたり個人情報が必要となるもの
- キ その他、県が適当でないと認めるもの

(4)その他

場合により協賛として提供いただけないことがありますので御承知おきください。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項に関しては、群馬県健康福祉部健康長寿社会づくり推進課長が定めます。

附則

この要領は、令和3年5月19日から施行する。

<連絡先>

群馬県 健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課 健康増進係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL：027-226-2604

FAX：027-243-2044

e-mail：choujyu@pref.gunma.lg.jp